

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 1

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 モリソン・フォースター法律事務所
弁護士 合田 久輝

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
新丸の内ビルディング29階

【報告義務発生日】 2025年5月13日

【提出日】 2025年5月13日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 保有する株券等の内訳の変更
保有目的の変更
当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アイスタイル
証券コード	3660
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（プライム市場）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	アマゾン・ドット・コム・インク（Amazon.com, Inc.）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国98109、ワシントン州シアトル、テリー・アベニュー・ノース410
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1996年5月28日
代表者氏名	アンドリュー・アール・ジャシー（Andrew R. Jassy）
代表者役職	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
事業内容	持株会社・親会社

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 佐藤 喬城
電話番号	03-3214-6522

(2)【保有目的】

提出者が発行者との間で締結した2022年8月15日付Capital and Business Alliance Agreementに基づく両社間の提携関係維持・強化を目的としている。また、当社は、投資目的で、新株予約権の行使をすることがあり、新株予約権付社債の転換又は新株予約権の行使により取得した株式を売却することがある。
--

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	9,541,984		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 43,604,700	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 53,146,684	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		53,146,684
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		43,604,700

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年5月13日現在)	V	91,627,577
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		39.30
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		41.75

(注) 上記発行済株式等総数(91,627,577株)は、発行者が開示した2025年5月13日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換権行使ならびに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載された、提出者による2025年5月13日付の新株予約権付社債の転換前の発行済株式総数(82,085,593株)に、当該転換により交付された9,541,984株を加算しております。

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年5月13日	新株予約権付社債券(第1回無担保 転換社債型新株予 約権付社債)	9,541,984	7.06	市場外	処分	新株予約 権付社債 の転換

2025年5月13日	株券（普通株式）	9,541,984	7.06	市場外	取得	262円 （新株予約権付社債の転換による取得）
------------	----------	-----------	------	-----	----	----------------------------

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者との間で、2022年8月15日付でCapital and Business Alliance Agreement（以下「本業務資本提携契約」）を締結しています。本業務資本提携契約においては、大要、以下の合意をしています。

1. 第24回新株予約権の譲渡の際に発行者の承認が必要である（以下「本譲渡制限」）。但し、提出者は、発行者の承認を得ることなく第24回新株予約権の全部をそのグループ会社に譲渡することができ、かかる場合、当該譲受人は、本業務資本提携契約上の提出者の権利義務の一切を承継する。
2. 提出者は、一定数の株式（潜在株式を含みます。）を保有している間、発行者が将来新規で発行するエクイティ証券（取締役会によって承認された発行者又はその子会社若しくは関連会社の取締役若しくは従業員に対するインセンティブ報酬としてのエクイティ証券の付与、発行者普通株式に係る株式分割、株式併合、発行者普通株式に係る株式無償割当て、吸収分割、株式交換、株式交付若しくは合併に伴う発行者普通株式の交付、新株予約権の行使に伴う発行者普通株式の交付、又は単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の譲渡によるものを除きます。）につき、発行者普通株式（潜在株式を含みます。）の持株比率に応じた数の全部又は一部を取得する権利を有する。
3. 第24回新株予約権の行使によって、提出者及びそのグループ会社によって保有される発行者普通株式の総数が当該行使の直後における発行者普通株式の発行済株式総数（自己株式数を除く。）の35%を超えることとなる場合、かかる行使をすることができない。但し、発行者が発行者又は発行者の主要な子会社に係る買収提案に関する最終契約又は法的拘束力を有する取引意向書若しくは独占交渉契約を締結した場合、又はかかる買収提案に係る取引が発行者の同意なく開始された場合、上記の制約には服しない。

提出者は、発行者との間で、2025年5月13日付でVoting Agreementを締結しています。同契約の有効期間中、(1)提出者は、その保有株式に係る議決権を行使する場合には、吉松徹郎氏及び株式会社ワイを含む同氏の関係者以外の株主による議決権行使状況に比例して当該議決権を行使すること、(2)一定の種類の公開買付けへの応募について本譲渡制限が免除されることを合意しています。

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	2,613,808
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,613,808

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地